

# 認定こども園どんぐり建替新築工事 入札心得

## (目 的)

第1条 社会福祉法人どんぐりっ子の発注する認定こども園どんぐり建替新築工事に係る一般競争を行う場合における入札その他の取り扱いについては、会計法、契約事務取扱規則、入札要領、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

## (入札保証金)

第2条 入札保証金の納付は免除する。

## (公正な入札の確保)

第3条 一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## (入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 1 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2 入札書の提出期限後に到達した入札
- 3 委任状を提出しない代理人のした入札
- 4 記名押印を欠く入札
- 5 金額を訂正した入札
- 6 誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が不明瞭である入札
- 7 明らかに連合によると認められる入札

- 8 同一の入札参加者が2通以上提出した入札
- 9 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 10 指定した方法によらないで提出された入札
- 11 その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条 提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、契約の相手方として著しく不適當であるときは、落札者とならない場合がある。

- 2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときはこれに代わって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札等)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として2回を限度とする。

- 2 直前の入札に参加しなかった者及び直前の入札が第5条の規定により無効となった者は、再度入札には参加できない。
- 3 第1項により再度の入札を行う場合、予定価格を超えた入札があったときはその最低金額、判断基準額又は最低制限価格未滿の入札があったときはその最高金額を通知するものとする。

(契約保証金等)

第9条 契約保証金の納付は入札公告による。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合には、落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者等から交付された契約書に記名押印し、契約担当者等に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第11条 入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書、現場等についての不明を理由として異議の申立てはできない。